

## 「通所介護・介護保険法に規定する第一号通所事業」重要事項説明書

当該事業所は介護保険（一宮市指定 第2372200481号）および生活保護（整理番号 通介一宮市4 予通介一宮市16）の指定を受けています。

当事業所は利用者に対して通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスに内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称            デイサービスセンター双葉
- (2) 事業所の所在地        愛知県一宮市大和町馬引字古宮35-3
- (3) 電話番号                (0586) 47-0303
- (4) 管理者氏名            施設長     大野義和
- (5) 当事業所の運営方針

当事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に勤めるものとします。

- (6) 事業の実施地域        一宮市
- (7) 営業日及び営業時間

休業日	土曜日 ・ 日曜日 ・ 12月30日 ~ 1月3日
受付時間	月 ~ 金    午前 8:30 ~ 午後5:00
サービス提供時間	月 ~ 金    午前 9:55 ~ 午後4:05

- (8) 利用定員                40名（介護保険法に規定する第一号通所事業も含む）

### 2. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- 1. 施設長（管理者）        1名（生活相談員を兼務）
- 2. 生活相談員                1名以上（管理者・介護職員を兼務）
- 3. 介護職員                 6名以上（生活相談員・看護職員および機能訓練指導員を兼務）
- 4. 看護職員                 1名以上（機能訓練指導員及び介護職員を兼務）
- 5. 機能訓練指導員         1名以上（看護職員および介護職員を兼務）
- 6. 調理員                    2名以上

### 3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では契約者に対して以下のサービスを提供します。

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条、第8条参照）

以下のサービスについては、契約者の要介護度状態区分等に応じた法定料金のうち、自己負担割合に応じた額がご利用者の負担分になります。（法定料金については別紙を参照）

##### ① サービス基本利用料金

・サービスをご利用になる際の基本料金です。ご自宅までの送迎も行います。

##### ② 機能訓練・アクティビティ

・機能訓練や体操に加え、製作・レクリエーション等の生活リハビリをおこないます。

##### ③ 入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

##### ① 食事の提供

・契約者に提供する食事にかかる費用です。（1回あたり 650円）

##### ② 喫茶店での飲食代

・施設内にある喫茶コーナーにてコーヒーやジュース等を召し上がることができます。  
（1杯150円、コーヒーチケットもあります<7杯1000円>）

##### ③ 日常生活上必要となる諸費用

・日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（物納も可）

紙おむつ・トレーニングパンツ : 1枚 150円

尿とりパット : 1枚 25円

##### ④ 時間延長サービス

・介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてのサービス利用を希望される場合、利用予定日の前日までにお申し込みください。下記の料金を負担いただきます。

朝夕 30分につき 200円

※施設の都合によってはお断りする場合があります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、2ヵ月前までにご説明し同意を得ます。

#### (3) 利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、「口座引き落とし」にてお支払い下さい。

（銀行・信用金庫・信用組合・農協・郵便局からできます。）

#### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前に、契約者の都合により、通所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。（介護予防通所介護相当サービスは月額制のため対象外となります。）但し契約者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日 17 時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17 時までに申し出がなかった場合	800円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

#### 4. 緊急時等における対応方法

通所サービスの提供を行っているときに、契約者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、施設長に報告し、速やかに主治医に連絡するなど必要な措置をするものとします。

#### 5. 事故発生時の対応について

利用者に対する通所サービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所サービスの提供または送迎により賠償する事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 6. 第三者評価の受審状況

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

- ・直近の受審年月日：令和6年2月27日
- ・評価機関名称：株式会社 経営支援

評価結果につきましては、愛知県福祉サービス第三者評価推進センターにてご覧いただけます。

- ・愛知県福祉サービス第三者評価推進センター

(<https://www.aichi-fukushi.or.jp/daisansha-hyoka/index.html>)

## 7. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談または不明な点がありましたら、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

施設長 大野 Tel. (0586) 47-0303

○受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

一宮市・市役所 介護保険課	一宮市本町2-5-6 Tel. (0586) 28-9018 受付時間 平日 8:30 ～ 17:15 (祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く)
国民健康保険団体連合会 介護保険課	名古屋市東区泉1-6-5 Tel. (052) 971-4165 受付時間 平日 (月～金曜日) 9:00 ～ 17:00 (12:00～13:00を除く) (祝日・年始年末 12/29～1/3 を除く)

通所サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

デイサービスセンター双葉

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所サービスの提供開始に同意しました。

同意日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

契約者住所 \_\_\_\_\_

契約者氏名 \_\_\_\_\_

署名代行者氏名 \_\_\_\_\_

続柄 ( )

(重事別紙1)

○法定料金について（令和6年6月1日より）※一宮市 6級地（1単位=10.27円）

《通所介護》 要介護1～5の場合

【6時間以上7時間未満】※一回あたりの料金になります。

契約者の要介護度	サービス利用 法定料金	自己負担割合が		
		一割の場合	二割の場合	三割の場合
要介護1	5,997円	600円	1,200円	1,800円
要介護2	7,076円	708円	1,416円	2,123円
要介護3	8,174円	818円	1,635円	2,453円
要介護4	9,253円	926円	1,851円	2,776円
要介護5	10,352円	1,036円	2,071円	3,106円

【5時間以上6時間未満】※一回あたりの料金になります。

契約者の要介護度	サービス利用 法定料金	自己負担割合が		
		一割の場合	二割の場合	三割の場合
要介護1	5,853円	586円	1,171円	1,756円
要介護2	6,911円	692円	1,383円	2,074円
要介護3	7,979円	798円	1,596円	2,394円
要介護4	9,037円	904円	1,808円	2,712円
要介護5	10,105円	1,011円	2,021円	3,032円

【4時間以上5時間未満】※一回あたりの料金になります。

契約者の要介護度	サービス利用 法定料金	自己負担割合が		
		一割の場合	二割の場合	三割の場合
要介護1	3,984円	399円	797円	1,196円
要介護2	4,559円	456円	912円	1,368円
要介護3	5,155円	516円	1,031円	1,547円
要介護4	5,751円	576円	1,151円	1,726円
要介護5	6,336円	634円	1,268円	1,901円

## 《あんしん介護予防事業》（介護予防通所介護相当サービス）

要支援1・2の場合 ※一月あたりの料金になります。

契約者の要支援度	サービス利用 法定料金	自己負担割合が		
		一割の場合	二割の場合	三割の場合
要支援1 (週1回程度の利用)	18,465円	1,847円	3,693円	5,540円
要支援2 (週1回程度の利用)	18,465円	1,847円	3,693円	5,540円
要支援2 (週2回程度の利用)	37,187円	3,719円	7,438円	11,157円

その他の加算	サービス利用 法定料金	自己負担割合が		
		一割の場合	二割の場合	三割の場合
サービス提供体制 強化加算Ⅲ1 (要支援1) (週1回程度の利用)	246円	25円	50円	74円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ/22 (要支援2) (週1回程度の利用)	246円	25円	50円	74円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ2 (要支援2) (週2回程度の利用)	492円	50円	99円	148円
科学的介護 推進体制加算	410円	41円	82円	123円
送迎減算 (片道につき) (限度あり)	-481円	-49円	-97円	-145円
介護職員処遇 改善加算Ⅲ	1ヶ月の法定 料金の合計額 の8.0%	1ヶ月の法定料金の合計額の8.0%の 1割分   2割分   3割分		



《通所介護》 要介護1～5の場合

その他の加算【各時間共通】

ご利用ごとに算定されるもの

	サービス利用 法定料金	自己負担割合が		
		一割の場合	二割の場合	三割の場合
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	60円	6円	12円	18円
入浴介助加算（Ⅰ）	405円	41円	81円	122円
機能訓練加算（Ⅰ）イ	575円	58円	115円	173円
送迎減算 （片道につき）	-482円	-49円	-97円	-145円

1ヵ月に1回算定されるもの

	サービス利用 法定料金	自己負担割合が		
		一割の場合	二割の場合	三割の場合
機能訓練加算（Ⅱ）	205円	21円	41円	62円
科学的介護推進 体制加算	410円	41円	82円	123円
ADL維持等加算（Ⅰ）	308円	31円	62円	93円
介護職員処遇 改善加算Ⅲ	1ヶ月の法定 料金の合計額 の8.0%	1ヶ月の法定料金の合計額の8.0%の 1割分   1割分   1割分		